平成２２年（フ）第４７号
大分県杵築市大字杵築749番地６、開始時の住所大分県杵築市大字守江1437番地８
破産者　髙橋　義夫
１　破産債権の届出期間　平成23年11月18日まで
２　一般調査期日　平成24年１月17日午前10時
平成23年10月４日
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第４９４号
埼玉県行田市佐間１丁目17番７号
破産者　まるそう産業株式会社
１　破産債権の届出期間　平成23年11月24日まで
２　一般調査期日　平成24年１月17日午前11時
平成23年10月４日
さいたま地方裁判所熊谷支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第３１５号
宮崎県東諸県郡国富町大字宮王丸132番地
町住向陽団地50―２―17
破産者　渡辺　幸二
異議申述期間　平成23年11月30日まで
平成23年10月５日　　宮崎地方裁判所破産係

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第１０１号
福岡県大牟田市白金町94番地２
清算株式会社　株式会社ジェイエムエル
代表清算人　古多部幸子
１　決定年月日　平成23年10月３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所大牟田支部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第２０１７号
東京都港区港南２丁目４番15号
清算株式会社　株式会社ジークレイ・ソリューションズ
代表清算人　山口　勝彦
１　決定年月日　平成23年10月３日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第８号
東京都武蔵野市吉祥寺南町１丁目27番１号
清算株式会社　株式会社大宮教育研究所
代表清算人　鈴木　　真
１　決定年月日　平成23年10月４日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

監督命令

平成２３年（再）第３号
登記簿上の主たる事務所愛知県豊橋市下地町長池73番地、静岡県浜松市北区細江町中川7172番地2418
再生債務者　医療法人暢生堂
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　静岡県浜松市中区中央２丁目10番１号　浜松青色会館４階　鈴木孝裕法律事務所
弁護士　鈴木　孝裕
平成23年10月３日
静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係

再生債権の特別調査期間

平成２３年（再）第１号
岩手県奥州市前沢区古城字千刈田181番地
再生債務者　飯坂建設株式会社
特別調査期間　平成23年10月18日から平成23年10月24日まで
平成23年10月３日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（再）第１３号
大阪市西区南堀江３丁目３番９号
再生債務者　株式会社平田家具
特別調査期間　平成23年10月20日から平成23年10月24日まで
平成23年10月３日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第１３２号
埼玉県鴻巣市北中野20番地５
再生債務者　櫻井　昭浩
１　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年10月25日まで
４　一般異議申述期間　平成23年11月８日から平成23年11月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第１３８号
埼玉県上尾市富士見１丁目17番４号　富士見団地
再生債務者　片岡　大輔
１　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年10月25日まで
４　一般異議申述期間　平成23年11月８日から平成23年11月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第１５２号
埼玉県川口市元郷５丁目13番11号
再生債務者　鈴木　宏治
１　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年10月25日まで
４　一般異議申述期間　平成23年11月８日から平成23年11月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第１７号
岐阜県瑞浪市学園台２丁目18番地の４
再生債務者　石塚　大輔
１　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年10月25日まで
４　一般異議申述期間　平成23年11月８日から平成23年11月22日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（再イ）第２３５号
名古屋市緑区鳴海町字伝治山１番地の５　伝治山住宅２棟223号
再生債務者　的場　裕子（旧姓宇佐美）
１　決定年月日時　平成23年10月４日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年10月25日まで
４　一般異議申述期間　平成23年11月１日から平成23年11月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第２５７号
名古屋市北区長田町３丁目56番地
再生債務者　榎　　隆
１　決定年月日時　平成23年10月４日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年10月25日まで
４　一般異議申述期間　平成23年11月１日から平成23年11月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第２６９号
名古屋市南区豊田３丁目15番36号　ザ・サザンクロス923号
再生債務者　中村　秀樹
１　決定年月日時　平成23年10月４日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年10月25日まで
４　一般異議申述期間　平成23年11月１日から平成23年11月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第７６号
愛知県豊田市田中町４丁目41番地11　サンシティ豊田田中町1001号
再生債務者　筒井　幸治
１　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年10月25日まで
４　一般異議申述期間　平成23年11月１日から平成23年11月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２３年（再イ）第５７号
兵庫県川辺郡猪名川町松尾台２丁目１番地２　Ａ―504
再生債務者　山岸　秀雄
１　決定年月日時　平成23年10月４日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年10月25日まで
４　一般異議申述期間　平成23年11月８日から平成23年11月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部